

議案第48号

町有財産の取得について

自然環境保全および町内の産業振興に資する用地を下記のとおり取得したので、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | |
|----------|---|
| 1 土地の所在 | 佐賀県三養基郡みやき町大字白壁
字五ノ幡2905番5 他8筆 |
| 2 面積 | 13,254.79㎡ |
| 3 取得予定価格 | 16,476,645円 |
| 4 契約の相手方 | 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5
三養基西部土地開発公社
理事 原野 茂 |

平成30年 9月10日提出

みやき町長 末 安 伸 之

提案理由

この議案は、みやき町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年みやき町条例第39号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

土地売買仮契約書

三養基西部土地開発公社（以下「甲」という。）とみやき町（以下「乙」という。）は、下記の条項のとおり土地売買契約を締結する。

（売買代金）

第1条 甲は、その所有する末尾記載の土地（以下「売買土地」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを金16,476,645円（以下「売買代金」という。）で買い受けるものとする。

（売買代金の支払）

第2条 売買代金は、売買土地の所有権移転登記完了後に、甲が提出する請求書を乙が受理した後、1ヶ月以内に支払うものとする。

（登記手続き）

第3条 売買土地の所有権移転登記手続きは、乙が、所轄法務局に嘱託して行い、甲は、これに必要な書類を速やかに乙に提出するものとする。

（担保責任）

第4条 甲は、売買土地の所有権が自己に属することを保証し、この契約について第三者から異議の申し立て等があったときは、責任をもって解決するものとする。

（所有権以外の権利の排除）

第5条 甲は、乙に対し、平成30年9月21日までに乙の工事に支障のないよう土地の占有を移転させるものとする。この場合において、土地に地上権、借地権、抵当権その他所有権以外の権利があるときは、甲は、あらかじめ、これを消滅させておかなければならない。

（所有権の移転等）

第6条 売買土地の所有権は、みやき町議会の議決を得た後に、甲から乙に移転する。
2 売買土地は、前項の規定によりその所有権が移転したときに、現状のまま甲から乙に引き渡しがあったものとする。

（行為の制限）

第7条 甲は、乙の同意なくして、売買土地に物件の設置又は売買土地の形質の変更をしてはならない。

（公租公課）

第8条 売買土地に関する公租公課その他の賦課金は、売買土地の所有権移転登記完了の属する年度までの分については、甲の負担とする。

（損害賠償）

第9条 甲及び乙は、信義に従い、誠実にこの契約を履行するものとし、万一違背した場合は、これによって生じた損害を相手方に賠償しなければならない。

（その他）

第10条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（経過措置）

第11条 この仮契約書はこの契約締結に係るみやき町議会の議決を得たときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項の契約書とみなすものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印し、それぞれ1通を保有する。

平成30年8月31日

甲 住所 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

氏名 三養基西部土地開発公社 理事 原野 茂



乙 住所 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾737番地5

氏名 みやき町長 末安 伸之



土地の表示

所在 三養基郡みやき町大字白壁 地内

字	地番	台帳		売買に係る面積		備考
		地目	地積 (㎡)	地目	地積 (㎡)	
五ノ幡	2905番5	雑種地	3,196	雑種地	3,196	
五ノ幡	2905番7	雑種地	3,271	雑種地	3,271	
五ノ幡	2905番8	雑種地	434	雑種地	434	
五ノ幡	2905番9	雑種地	2,051	雑種地	2,051	
五ノ幡	2905番10	雑種地	0 42	雑種地	0 42	
五ノ幡	2906番1	山林	4,285	山林	4,285	
五ノ幡	2906番62	宅地	3 09	宅地	3 09	
五ノ幡	2906番63	宅地	3 75	宅地	3 75	
五ノ幡	2906番65	宅地	10 53	宅地	10 53	
合	計		13,254 79		13,254 79	

A4

平成30年08月

9時5分

位置図

